

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|-----------|
| 計画作成年度 | 平成 3 0 年度 |
| 計画主体 | 青森県 蓬田村 |

蓬田村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：青森県蓬田村 産業振興課

所在地：青森県東津軽郡蓬田村大字

蓬田字汐越 1 番地 3

電話番号：0 1 7 4 - 2 7 - 2 1 1 1

F A X 番号：0 1 7 4 - 2 7 - 3 2 5 5

メールアドレス：yomogitamura@vill.yomogita.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|------------------|
| 対象鳥獣 | ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ |
| 計画期間 | 平成31年度～平成33年度 |
| 対象地域 | 青森県蓬田村全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|-------|----------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| ニホンザル | 野菜類 | 0.08ha 23,000円 |
| ニホンジカ | — | — |
| イノシシ | — | — |

(2) 被害の傾向

| |
|---|
| <p>・ニホンザル</p> <p>村内の主に北部を中心にニホンザルによる農作物被害が出ている。その範囲は徐々に広がりを見せ、村特産品の桃太郎トマトの栽培が盛んな南部の地域でも目撃情報が寄せられている。</p> <p>被害の時期は、播種期から収穫期まで幅広く5月から10月を中心に農作物への被害が報告されている。特に夏場の収穫期を迎えた農作物被害が近年多発している。さらには、冬季の目撃情報も多く、通年を通して目撃情報が寄せられている。</p> <p>なお、被害報告のあった圃場等については現地確認及び農家などからの聞き取り調査を行っているが、その他に関しては把握できていない。</p> <p>被害面積は減少傾向にあるが、ニホンザルの生息域が毎年変更するなど様々な要因も重なり、作付しない農家や通報することもあきらめてしまう農家も増加している。そのため被害場所が毎年変化し、箱ワナなどの捕獲用機材の設置場所の特定も困難を極めており、順調に減少しているとは言い切れない。被害金額は減少したが、自家消費野菜の被害は増加傾向にある。引き続き人馴れしたニホンザルが農作業の従事者に対する威嚇行動や民家敷地内への侵入など被害も多く、高齢者や子どもを含めた人的被害発生危険性の懸念される状況である。</p> <p>・ニホンジカ</p> <p>農作物被害の実態は確認できていないが、平成27年に村内で目撃情報があることから、今後、農作物被害が懸念される。</p> <p>・イノシシ</p> <p>農作物被害の実態は確認できていないが、県内で目撃情報があることから、今後、農作物被害が懸念される。</p> |
|---|

(3) 被害の軽減目標

| 鳥獣の種類 | 指標 | 現状値（平成29年度） | 目標値（平成33年度） |
|-------|------|-------------|-------------|
| ニホンザル | 被害面積 | 0.08 ha | 0.056 ha |
| | 被害金額 | 23,000円 | 16,100円 |
| ニホンジカ | 被害面積 | — | — |
| | 被害金額 | — | — |
| イノシシ | 被害面積 | — | — |
| | 被害金額 | — | — |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | <p>被害発生時に青森県猟友会東青支部に依頼し、有害鳥獣の捕獲等を実施している。</p> <p>テレメトリ発信器及び箱ワナを購入し、蓬田村鳥獣被害対策実施隊を主体とした巡回や追い払いを行い有害鳥獣の捕獲を実施している。</p> | <p>猟友会に委託しているが、会員の高齢化と若年層からの入会が進まないことなどにより、担い手の育成が難しい状況にある。</p> <p>テレメトリ発信器を活用し、行動域を明らかにした上で、捕獲業務を進めているが、箱ワナの存在を認識したニホンザルが群れにいる事なかなか捕獲にまでたどりつかない。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>ニホンザルについては、被害者個人によるロケット花火や防護柵（木材や鉄パイプ等使用）・漁網等の設置で対応している。</p> <p>蓬田村鳥獣被害対策実施隊を主体とした農地の巡回をしている。（実施時期は5月から10月まで）主に播種期から収穫期にあたる農作物を被害から守るために行っている。</p> | <p>農業者個人での対応（防護柵や漁網の設置等）では、設置方法が万全ではない等の理由で期待するほどの効果が上がっていない。一時的な効果があったとしても慣れられてしまうと効果が薄くなってしまう。そのため、営農自体をあきらめてしまう農業者もいる。</p> <p>ニホンザルによる農作物被害は、時期が播種期から収穫期まで絶えずあり、被害に遭う農作物の種類も幅が広いため、巡回しきれない部分もある。また、被害の地域も拡大している傾向にあるため、行動域の把握と絡めた計画的な巡回が必要になる。</p> |

(5) 今後の取組方針

農作物被害については、被害農家からの直接の情報並びに実施隊主体の農地の巡回で得た情報を基に被害状況を調査する。

また、テレメトリ発信器等を活用して鳥獣の生態や生息状況、行動域等を詳細に把握する。これを踏まえ、箱ワナの増設や追い払い効果の高い器材の使用を農家に指導するとともに、実施隊員との連携を密にして、有害鳥獣捕獲対策への取り組みを強化していく。特に猟友会を主体とした実施隊員には、村の状況を理解してもらい、できるだけ迅速な対応を求めるとともに各種研修を受講・開催し、技術の向上と若手の育成を図る。

現在、農家が実施している防護柵等についても実施隊の巡回時等に効果の上がる方法で改善、指導していく。

そのほか、人間とニホンザルの棲み分けを進めていく上で、必要となる藪の刈り払いや雑木等の伐採を推進し、ニホンザルを含む鳥獣全般が出没しにくい集落環境づくりを目指す。

ニホンジカ、イノシシについては、目撃や農作物被害等の情報収集に努めるとともに、村内に侵入が確認された場合には、予察捕獲を含めた積極的な有害鳥獣捕獲を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

村は、生産者からの農作物被害等の報告を受けて、村が設置した「鳥獣被害防止対策実施隊」を派遣し、被害状況の把握や追い払い活動等を行うほか、必要に応じて箱ワナや銃器による捕獲活動を実施する。
別紙「有害鳥獣捕獲等フロー」参照。

ニホンザル、ニホンジカ、イノシシの農作物被害を防止するためワナやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する必要がある。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------------------|-------|--|
| 31年度 ～ 33年度 | ニホンザル | 被害地域の農家に対して、捕獲が安全かつ効果的に運ぶよう蓬田村鳥獣被害防止対策協議会による研修会等を開催し、普及啓発を行う。 また、捕獲する人材の育成とともに、捕獲用箱ワナも計画的に増設していく。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | |
|---------------|---|
| ・ニホンザル | <p>近年、食害等が増加傾向にあり、関係機関の調査結果や実施隊等の巡回活動の結果を総合的に勘案すると、外ヶ浜町と本村を行動域とするニホンザル群は2群で、1群あたり約30頭前後の計60頭と判断される。また、本村内の瀬辺地地区を中心に生息している1群約20頭を含め80頭前後のニホンザルが確認されている。よって有害捕獲を実施する場合は、繁殖率等を勘案して、年間当たり10頭程度を上限に捕獲し、3年間で30頭程度を目標に捕獲駆除を実施する。</p> <p>なお、今後、被害防止対策の効率的な運用と鳥獣保護の適正を期するため、最も基本となる直近の生息数調査を独自に実施する方向で検討し、その結果次第では、捕獲数の増減も適宜調整していくものとする。</p> |
| ・ニホンジカ、イノシシ | <p>村内に侵入が確認された場合には、予察捕獲を含め可能な限り捕獲する。</p> |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|---------|---------|---------|
| | 31年度 | 32年度 | 33年度 |
| ニホンザル | 10頭 | 10頭 | 10頭 |
| ニホンジカ | 可能な限り捕獲 | 可能な限り捕獲 | 可能な限り捕獲 |
| イノシシ | 可能な限り捕獲 | 可能な限り捕獲 | 可能な限り捕獲 |

| 捕獲等の取組内容 | |
|-------------|--|
| ・ニホンザル | <p>有害鳥獣捕獲の中で最も効果が期待できる銃器及び箱ワナ等による捕獲を行う。また、銃器での空砲及び鳥獣被害対策実施隊によるロケット花火や電動ガン等による追い払い・追い上げ活動を実施する。</p> |
| ・ニホンジカ、イノシシ | <p>これまで農作物被害の報告がなく、捕獲実績はないが、指定管理鳥獣であることから目撃情報の収集に努め、目撃があった場合には、予察捕獲も含めて積極的に捕獲する。</p> |

| |
|---|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| ニホンザル、ニホンジカ、イノシシの農作物被害の防止はワナやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。 |

(4) 許可権限委譲事項

| | |
|--------------|------|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 該当なし（権限移譲済み） | |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|-------|--|--|--|
| | 31年度 | 32年度 | 33年度 |
| ニホンザル | 被害農家と話し合い、まとまった場合は補助事業を活用し、電気柵等の整備を実施する。 | 被害農家と話し合い、まとまった場合は補助事業を活用し、電気柵等の整備を実施する。 | 被害農家と話し合い、まとまった場合は補助事業を活用し、電気柵等の整備を実施する。 |

(2) その他被害防止に関する取組

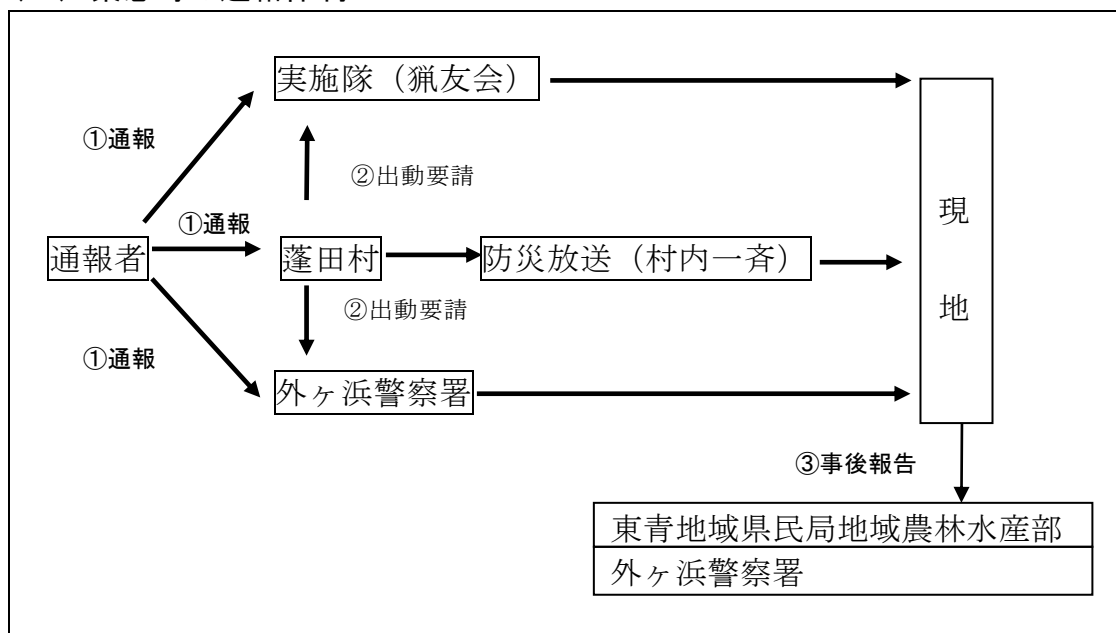
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------------------|---------------|---|
| 31年度 ～ 33年度 | ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・集落単位で農家に対するサルの生態などの講習会を開催して人材を育成し、サル被害に強い集落づくりへの取り組みを行う。 ・サルの隠れ場所となる藪の刈り払い等により、サルを寄せ付けない集落環境づくりを推進する。 ・被害防止のための集落環境づくりを実施するため、広報誌等による地域住民への啓発活動を行う。 ・テレメトリ発信器を活用したサルの生息調査を行い、より正確な生息数及び遊動域等の実態調査を行う。 ・農作物の被害軽減に実績のあった他市町村の取り組みを被害防止に関心の高い住民とともに研修し、被害軽減に向けた意識の高揚を図る。 |
| | ニホンジカ イノシシ | <ul style="list-style-type: none"> ・村民へのニホンジカ、イノシシによる農産物被害等に関する啓発活動 ・目撃情報の収集 |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|----------------------------------|---|
| 蓬田村産業振興課 | 各関係機関との連絡調整、現地調査、村民への注意喚起の実施 有害鳥獣捕獲等の許可 鳥獣被害対策実施隊への出動要請 |
| 青森県東青地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室、林業振興課） | 村と連携した対応を図る |
| 青森県警 外ヶ浜警察署 | 銃器等の取扱いに関する助言指導を行うとともに、村と連携して現場確認等の対応を図る |
| 鳥獣被害対策実施隊（青森県猟友会東青支部） | 村と連携した対応を図り、有害鳥獣捕獲の実施 農業者等による被害防止対策の指導、助言 |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、村廃棄物担当課と連携して、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、村鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣については、協議会の構成員である村等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲実績のある対象鳥獣（ニホンザル）は、利用に適さないため、上記6のとおり適正に処理する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 蓬田村鳥獣被害防止対策協議会 |
|----------------------------|----------------------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 青森農協蓬田支店（支店長） | 被害農家からの情報提供等 |
| 津軽広域農業共済組合（理事） | 被害農家からの情報提供等 |
| 各地区農家代表（若干名） | 被害農家等からの被害状況及び目撃情報提供等 |
| 青森県猟友会東青支部 蓬田村猟友会（会長） | 有害鳥獣の捕獲（銃による捕獲と空砲による追い払いを含む）の実践等 |
| 鳥獣保護管理員（1名） | 鳥獣の生態や生息状況等の助言 |
| 東青地域県民局地域農林水産部農業普及振興室（担当者） | 本協議会への指導・助言等 |
| 蓬田村産業振興課（課長） | 農家の経営状況や農業施策の情報提供等 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------|----|
| 該当なし | |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

村長が指示する対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる者として、青森県猟友会東青支部蓬田村猟友会と村役場職員等から蓬田村鳥獣被害対策実施隊員を任命し、事務局を役場産業振興課に置いて迅速な対応にあたる。

実施隊が行う被害防止施策としては箱ワナ等による捕獲等を実施する。

なお、本実施隊員は鳥獣被害防止特別措置法第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置づける。平成25年5月設置。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

対策協議会と各地域の情報交換が的確に行われるよう、関係機関を含め連携を図る体制づくりを推進する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

| |
|--|
| |
|--|